

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 4 6 号

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（令和 2 年安城市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当の額）

第 5 条 条例第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用される安城市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 号。以下「給与条例」という。）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第 3 項第 1 号の市長が規則で定める額は、安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 4 0 年安城市規則第 7 号。以下「給与支給規則」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第 8 条第 1 項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 6 号給及び 7 号給 1 2, 0 0 0 円
- （2） 5 号給 1 0, 0 0 0 円
- （3） 2 号給から 4 号給まで 8, 5 0 0 円
- （4） 1 号給 7, 0 0 0 円

2 条例第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用される給与条例第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第 3 項第 2 号の市長が規則で定める額は、給与支給規則第 1 5 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第 8 条第 1 項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 6号給及び7号給 6,000円
- (2) 5号給 5,000円
- (3) 2号給から4号給まで 4,300円
- (4) 1号給 3,500円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。